

別表2 試験料金一覧表（第12条関係）

料金は、申請1件につき、次の表の（い）欄に掲げる区分に応じ、（ろ）欄及び（は）欄に掲げる額の合計額とする。

単位：円（税込み）

	(い)	(ろ)	(は)
構造の安定に関する性能表示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定のための審査に必要な試験	床面積の合計が500 m ² 以内のもの	407,000	55,000
	床面積の合計が500m ² を超え、3,000m ² 以内のもの	638,000	77,000
	床面積の合計が3,000 m ² を超え、10,000m ² 以内のもの	946,000	110,000
	床面積の合計が10,000m ² を超えるもの	1,221,000	121,000

※ 建築基準法第68条の25第1項の構造方法等の認定を受けた（ただし、センターが行ったものに限る。）特別評価方法の認定のための審査に必要な試験を受けようとする場合は、申請1件につき、（い）欄に掲げる区分に応じ、（ろ）欄に掲げる額に2分1を乗じた額及び（は）欄に掲げる額を加算した額とする。